

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：マルト建設株式会社（法人番号7380001018402）  
業者の住所：福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田565
2. 指名停止措置期間：令和5年3月24日から令和5年7月23日まで（4か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内  
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：  
マルト建設株式会社の代表取締役は、福島県会津農林事務所発注の公共工事の入札をめぐる、福島県職員から設計金額の情報を教えてもらった見返りに飲食等の接待を提供したとして、令和5年1月23日、贈賄の疑いで福島県警に逮捕され、同年2月13日、贈賄の罪で福島地方検察庁に起訴された。  
また、同社の取締役は、福島県職員から入手した設計金額を別の会社に伝えて公正な入札を妨害したとして、同年2月13日、公契約関係競売入札妨害の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

### 参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

| 措置要件   | 期間  |
|--|---|
| (贈賄)<br>3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br><br>ア 代表役員等<br>イ 一般役員等<br>ウ 使用人 | 逮捕又は公訴を知った日から<br><br>3月以上9月以内<br>2月以上6月以内<br>1月以上3月以内 |